

第29号の2(第31条関係)



注 意 事 項

- 1 クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(2面)

許可証番号 第 号

原 交 付 年 月 日

交 付 年 月 日

本 籍		
住 所		
氏 名		写 真
生 年 月 日	年 月 日	

押し出し

スタンプ

公安委員会 印

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日		
原 許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日 印		
許 可 番 号	第 号		
確 認	年 月 日 印		
有 効 期 間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日までの間		
型 式		クロスボウ番号	
メーカー名		クロスボウの全長	センチメートル
モ デ ル 名		クロスボウの全幅	センチメートル
特 徴			
用 途			

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年 月 日	年 月 日 印
	許 可 番 号	第 号
	有 効 期 間	年の誕生日まで
抹消	年 月 日	年 月 日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許 可 の 条 件	年 月 日

(28面)

(検 査 欄)		
検 年 月 日	検 査 者 印	特 記 事 項

- 備考 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。
- 4 2面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。
- 5 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
- 6 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。